

## § 第一章 健康診断

健康診断について安衛法は、次のよう規定しています。事業者は、第2項の「有害な業務」に従事している或いは、従事したことのある労働者に、それぞれ政令・省令で定める「健康診断」を受けさせなければなりません。

第六十六条 事業者は、労働者に対し、厚生労働省令で定めるところにより、医師による健康診断を行わなければならない。
2 事業者は、有害な業務で、政令で定めるものに従事する労働者に対し、厚生労働省令で定めるところにより、医師による特別の項目についての健康診断を行わなければならない。有害な業務で、政令で定めるものに従事させたことのある労働者で、現に使用しているものについても、同様とする。
3、4、5略

協力業者で考えられる健康診断を次の表にまとめました。特殊健康診断及び行政通達による健康診断については、第二章以下を参考にしてください。

健康診断名称		対象業務又は労働者	関連条文
一般健康診断	雇入れ時	全ての労働者（安衛則第43条）	安衛則第43条
	定期	全ての労働者（安衛則第44条）	安衛則第44条
特殊健康診断 （抜粋）	じん肺	じん肺にかかるおそれのある粉じん作業（じん肺則第2条、同則別表）	じん肺法第3条
	石綿	石綿作業従事者	石綿障害予防規則第40条～43条
	有機溶剤	有機溶剤を取り扱う業務またはそのガス、蒸気を発散する場所における業務（安衛法施行令第22条第1項第5号）	有機則第29条
	特定化学物質	1 安衛法施行令別表第3第1号もしくは第2号に掲げる物を製造し、もしくは取り扱う業務または安衛法施行令第16号第1項各号に掲げるものを試験研究のために製造し、もしくは使用する業務（安衛法施行令第22号第1項第3号） 2 安衛法施行令第22条第2項に掲げる物を過去に製造し、または取り扱っていたことのある労働者で現に使用しているもの（安衛法施行令第22条第2項）	特化則第39条 同則別表第3,4
行政指導による健康診断 （抜粋）	VDT	パソコン、ワープロ操作などのVDT作業に常時従事する労働者	基発第705号
	振動工具	さく岩機やドリル、チェーンソーなどの、身体に振動がかかる工具を週に1回以上使用する業務です。使用する工具により、実施すべき頻度が異なります。	

## § 第二章 じん肺健康診断

じん肺健康診断を受けなければならない人は、法律に定められた**粉じん作業**をおよそ**週1回以上**行っている、または過去そうであった方が対象です。後述する「常時」の解釈は曖昧で、一般的には週1回以上とされています。また、週1回どれぐらいの時間かも規定はありません。粉じんへの抵抗力(?)は個人差があるためかなと考えます。当社としては、週1回1時間以上粉じん作業に従事している人を対象とします。

じん肺法施行規則に定められた**粉じん作業**（表2-1参照）に従事または従事した労働者に対しては、①就業時、②定期、③定期外、④離職時にじん肺健康診断の種類に応じた健康診断（表2-2参照）を行わなければなりません。

【表2-1 粉じん作業】

別表第一抜粋	解 釈
一 鉱物等（湿潤な土石を除く。）を掘削する場所における作業（次号に掲げる作業を除く。）。ただし、次に掲げる作業を除く。（イ 略） □ 屋外の、鉱物等を動力又は発破によらないで掘削する場所における作業	屋外における掘削作業はほとんど該当しません。すい道等内での削岩等の作業のことです。 つるはし、スコップ等を用いて行う手掘りをいう。
二 鉱物等（湿潤なものを除く。）を積載した車の荷台をくつがえし、又は傾けることにより鉱物等（湿潤なものを除く。）を積み卸す場所における作業	ダンプ等から例えば砕いた碎石をあける作業は該当します。ショベルローダー、バックホー等のようにバケット等を有する車両系建設機械又は車両系荷役運搬機械により積み卸しを行う作業は該当しない。
六 岩石又は鉱物を裁断し、彫り、又は仕上げする場所における作業。ただし、火炎を用いて裁断し、又は仕上げする場所における作業を除く。	石、タイル、アスロック、ロックウール等の切断作業は該当設備による注水又は注油をしながら、裁断し、彫り、又は仕上げする場所における作業は除く
七 研ま材の吹き付けにより研まし、又は研ま材を用いて動力により、岩石、鉱物若しくは金属を研まし、若しくはバリ取りし、若しくは金属を裁断する場所における作業（前号に掲げる作業を除く。。）	「研摩材を用いて動力によりバリ取りし」には、研摩材を用いてFRP製品を製造する際のバリ取りが含まれる。 「研摩」とはいわゆる研削も含むものであり、手持式グラインダによる錆おとし、傷取りが含まれる。
九 セメント、フライアッシュ又は粉状の鉱石、炭素原料若しくは炭素製品を乾燥し、袋詰めし、積み込み、又は積み卸す場所における作業	地盤改良等でバックホーを用いてトンバックから固化剤を開ける作業は該当します。 袋詰めされたものの積み込み及び積み卸しは含まれない。
二十 屋内、坑内又はタンク、船舶、管、車両等の内部において、金属を溶断し、アーク溶接し、又はアークを用いてガウジングする作業	「屋内」とは、屋根(又は天井)及び側壁、羽目板その他の遮蔽物により区画され、外気の流入が妨げられている建屋の内部をいう。なお、建屋の側面の概ね半分以上にわたって壁、羽目板その他のしゃへい物が設けられておらず、かつ、粉塵がその内部に滞留するおそれがないものは、本号の「屋内」には含まれない。

【表2-2 じん肺健康診断の種類と対象者】 就業時と離職時は省略

種類	対象者	管理区分	適用の条件	健診の時期等
定期	常時粉じん作業に従事する者	1	-	3年以内ごとに1回
		2又は3	-	1年以内ごとに1回
	常時粉じん作業に従事させたことがあり、現に非粉じん作業に常時従事する者	2	-	3年以内ごとに1回
		3	-	1年以内ごとに1回
定期外	常時粉じん作業に従事し、労働安全衛生法にもとづく健康診断でじん肺有所見またはその疑いのある者	-	管理1又は管理区分未決定の者	遅滞なく
	合併症で1年を超えて療養または休業していた者で、その後療養または休業不要と診断された者	-	-	遅滞なく

「常時」という意味は、じん肺法の解釈例規で、「常時粉じん作業に従事するとは」とは、労働者が業務の常態として粉じん作業に引き続いて従事することをいうが、必ずしも労働日の全部について粉じん作業に従事することを要するものではないこと。」となっています。（昭和53年4月28日 基発第250号）

また、粉じん障害防止規則第7条に「臨時の粉じん作業を行う場合の適用除外」についての定めがあります。これは、常時ではなく臨時に粉じん作業を行う場合は、湿式処理や密閉、局所排気装置の設置、フッシュブル換気装置の設置などの措置を足らすとも、有効な呼吸用保護具だけの措置でよい、という規定です。労働省の指導では、臨時の粉じん作業とは、連日粉じん作業が行われる場合は1日当たり最大1時間以内ということになっています。（昭和54年7月26日 基発第382号）

【表2-3 管理区分】

管理区分	じん肺健康診断の結果
管理1	じん肺の所見がないと認められるもの
管理2	エックス線写真の像が第1型でじん肺による著しい肺機能の障害がないと認められるもの
管理3のイ	エックス線写真の像が第2型でじん肺による著しい肺機能の障害がないと認められるもの
管理3のロ	エックス線写真の像が第3型又は第4型（大陰影の大きさが一側肺野の1/3以下のものに限る。）でじん肺による著しい肺機能の障害がないと認められるもの
管理4	（1）エックス線写真の像が第4型（大陰影の大きさが一側肺野の1/3を超えるものに限る。）と認められるもの （2）エックス線写真の像が第1型、第2型、第3型又は第4型（大陰影の大きさが一側肺野の1/3以下のものに限る。）でじん肺による著しい肺機能の障害があると認められるもの

### § 第三章 有機溶剤健康診断

有機溶剤健康診断を受けなければならない人は、以下のように決められています。

定められた場所（表3-1）で、表3-3の有機溶剤等を使用する、定められた業務（表3-2）を行う人です。

法令で定められた有機溶剤業務に従事する労働者に対しては、雇入れの際、当該業務への配置換えの際および**6ヶ月以内ごとに1回定期に**、健康診断を実施しなければなりません。

有機溶剤業務とは、「屋内作業場又はタンク、船倉若しくは坑の内部その他の労働省令で定める場所（表3-1参照 第3種有機溶剤にあっては、タンク内に限る）において別表第六の二（表3-3参照）に掲げる有機溶剤を製造し、又は取り扱う業務で労働省令で定める有機溶剤業務（表3-2参照）」但し、有機溶剤等の使用量が著しく少ない場合は、有機溶剤業務の適用除外が認められる場合があります。

【表3-1 労働省令で定める場所】

1.	船舶の内部
2.	車両の内部
3.	タンクの内部
4.	ピットの内部
5.	坑の内部
6.	すい道（トンネル）の内部
7.	暗きよ又はマンホールの内部
8.	箱桁の内部
9.	ダクトの内部
10.	水管の内部
11.	屋内作業場及び前各号に掲げる場所のほか、通風が不十分な場所

【表3-2 労働省令で定める有機溶剤業務】 一部省略

ホ	有機溶剤等を用いて行うつや出し、防水その他物の面の加工の業務
ハ	接着のためにする有機溶剤等の塗布の業務
ト	接着のために有機溶剤等が塗布された物の接着の業務
チ	有機溶剤等を用いて行う洗浄の（ラに掲げる業務に該当する洗浄の業務を除く）又は拭きよの業務
リ	有機溶剤含有物を用いて行う塗装の業務（ラに掲げる業務に該当する塗装の業務を除く）
又	有機溶剤等が付着している物の乾燥の業務
ヲ	有機溶剤等を入れたことのあるタンク（有機溶剤の蒸気の発散するおそれのないものを除く）の内部における業務

※適用除外は次のよう決められています。（消費量等については省略しますが、適用除外を受けるには監督署の認定が必要なので現場ではまず該当しません。）

ハからルまでのいずれかに掲げる業務に労働者を従事させる場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、当該業務については、適用しない。

- 一 屋内作業場等のうちタンク等の内部以外の場所において当該業務に労働者を従事させる場合で、作業時間一時間に消費する有機溶剤等の量が有機溶剤等の許容消費量を常態として超えないとき。
- 二 タンク等の内部において当該業務に労働者を従事させる場合で、一日に消費する有機溶剤等の量が有機溶剤等の許容消費量を常に超えないとき。

【表3-3 別表第六の二】

「有機溶剤中毒予防規則」の対象となる有機溶剤

有機溶剤は、物質を溶かす液体で、有機化合物に属する溶剤のことです。「有機溶剤中毒予防規則」では、54種類の有機溶剤について中毒発生を防止するために諸規定が定められています。

**第1種有機溶剤** 単一物質で有害性の程度が比較的高く、蒸気圧が高いもの。

**第2種有機溶剤** 第1種以外の単一物質の有機溶剤。

**第3種有機溶剤** 多くの炭化水素が混合状態となっている石油系溶剤及び植物系溶剤で、沸点がおおむね200℃以下のもの。

■有機溶剤の分類

第1種有機溶剤	1	クロロホルム	4	1,2-ジクロルエチレン	7	二硫化炭素
	2	四塩化炭素	5	1,1,2,2-テトラクロルエタン		
	3	1,2-ジクロルエタン	6	トリクロルエチレン		
第2種有機溶剤	1	アセトン	15	酢酸イソプロピル	29	テトラヒドロフラン
	2	イソブチルアルコール	16	酢酸イソペンチル	30	1,1,1-トリクロルエタン
	3	イソプロピルアルコール	17	酢酸エチル	31	トルエン
	4	イソペンチルアルコール	18	酢酸ノルマル-ブチル	32	ノルマルヘキサン
	5	エチルエーテル	19	酢酸ノルマル-プロピル	33	1-ブタノール
	6	エチレンジグリコールモノエチルエーテル	20	酢酸ノルマル-ペンチル	34	2-ブタノール
	7	エチレンジグリコールモノエチルエーテルアセテート	21	酢酸メチル	35	メタノール
	8	エチレンジグリコールモノノルマル-ブチルエーテル	22	シクロヘキサノール	36	メチルイソブチルケトン
	9	エチレンジグリコールモノメチルエーテル	23	シクロヘキサノン	37	メチルエチルケトン
	10	オルト-ジクロルベンゼン	24	1,4-ジオキサン	38	メチルシクロヘキサノール
	11	キシレン	25	ジクロルメタン	39	メチルシクロヘキサノン
	12	クレゾール	26	N,N-ジメチルホルムアミド	40	メチル-ノルマル-ブチルケトン
	13	クロルベンゼン	27	スチレン		
	14	酢酸イソブチル	28	テトラクロルエチレン		
第3種有機溶剤	1	ガソリン	4	石油ナフサ	7	ミネラルスピリット
	2	コールタールナフサ	5	石油ベンジン		
	3	石油エーテル	6	テレピン油		

有機溶剤とは表3-3に掲げる有機溶剤をいい、有機溶剤等とは有機溶剤又は有機溶剤含有物（有機溶剤と有機溶剤以外の物との混合物で、有機溶剤を当該混合物の重量の五パーセントを超えて含有するものをいう。

§ 第四章 特定化学物質健康診断

世の中に何万種類もの化学物質がある中で、人体に有害な物質は、有機溶剤の他にも未知のものを含めてたくさん存在します。中でも、がんをはじめ、胎児の奇形、神経や循環器・呼吸器その他重要な健康障害を生じることが判明している、または疑いが強い物質は、その程度により製造禁止物質・第一類特定化学物質・第二類特定化学物質・第三類特定化学物質に指定されています。

例えば、石綿(アスベスト)や有機水銀、コールタールなどは、一般の方も名前をお聞きになったことがあるでしょう。液体の場合もあれば、固体の場合もあります。またじかに触れなくても、蒸気や霧、ほこりの状態で吸い込んだり、皮膚に触れる場合もあります(むしろこちらの方が多い)。

現在 46 種の物質が指定されていますが、将来の研究で重要な有害性が判明した物質があれば、新たに追加されます。これらを1%ないし5%以上、あるいは物質によってごくわずかでも含むものを使ったり、作っている場合は、その物質別に出やすい害に合わせた検査項目の特殊健診を、半年に一度実施することが法律(特定化学物質等中毒予防規則)で義務付けられています。

ベンジジン及びその塩	1%以上	アルキル水銀化合物	1%以上	臭化メチル	1%以上
四-アミノジフェニル及びその塩	1%以上	エチレンイミン	1%以上	水銀及びその無機化合物	1%以上
四-ニトロジフェニル及びその塩	1%以上	塩化ビニル	1%以上	トリレンジイソシアネート	1%以上
ビス(クロロメチル)エーテル	1%以上	塩素	1%以上	ニッケルカルボニル	1%以上
ペーターナフチルアミン及びその塩	1%以上	オーラミン	1%以上	ニトログリコール	1%以上
ジクロルベンジジン及びその塩	1%以上	オルト-フタロジニトリル	1%以上	パラ-ジメチルアミノアソベンゼン	1%以上
アルファ-ナフチルアミン及びその塩	1%以上	カドミウム及びその化合物	1%以上	パラ-ニトロクロルベンゼン	5%以上
塩素化ビフェニル(PCB)	微量	クロム酸及び重クロム酸及びその塩	わずかでも	ベンゼン	わずかでも
オルト-トリジン及びその塩	1%以上	クロロメチルメチルエーテル	1%以上	ペンタクロルフェノール	1%以上
ジアニジン及びその塩	1%以上	五酸化バナジウム	1%以上	マゼンタ	1%以上
バリリウム	わずかでも	コールタール	5%以上	マンガン及びその化合物	1%以上
ベンソトリクロリド	0.5%以上	三酸化砒(ひ)素	1%以上	沃(よう)化メチル	1%以上
アクリルアミド	1%以上	シアン化カリウム	5%以上	硫化水素	1%以上
アクリロニトリル	1%以上	シアン化水素	1%以上	硫酸ジメチル	1%以上
シアン化ナトリウム	5%以上	フッ化水素	5%以上		
3・3'-ジクロロ-4・4'-ジアミノジフェニルメタン	1%以上	ペータープロピオラクトン	1%以上		

## § 第五章 行政指導による健康診断

### 5-1 VDT 健康診断

VDT作業とは、パソコンなどのように、ディスプレイやキーボード等で構成されているVDT(Visual Display Terminalsの略)機器を使用して、文章・画像等の作成やデータの入力・検索、プログラミングなどを行う作業のことです。

この他にも、液晶やブラウン管等の画面を見ながらの作業が、1日およそ2時間以上あればVDT健康診断の対象者に含まれます。

### 5-2 振動工具健康診断

さく岩機やドリル、チェーンソーなどの、身体に振動がかかる工具を週に1回以上使用する業務です。使用する工具により、実施すべき頻度が異なります。

#### ① チェーンソー等健康診断

新しく当該業務に就く際と、以後半年に1回

チェーンソー(手に持つタイプの電動のこぎり)を週に1回以上使用する業務

#### ② チェーンソー等以外の振動工具健康診断

レック式削岩機、チップングハンマー、リベッティングハンマー、コーキングハンマー、ピックハンマー、ハンドハンマー、ベビーハンマー、コンクリートブレーカー、スケーリングハンマー等

新しく当該業務に就く際と、以後半年に1回、うち一回は冬期

#### ③ 上記以外の振動工具

新しく当該業務に就く際と、以後1年に1回